



目次

告 示	ページ
○自動車取得税に係る証紙代金収納計器 取扱人の名称及び証紙代金収納計器取 扱所の名称の変更の届出 (税 務 課)	1
○大規模小売店舗の新設に関する届出 (経営支援課)	1
○共同漁業権及び区画漁業権の免許の内 容となるべき事項等の定め (漁業管理課)	1
○漁船損害等補償法による同意成立 ( " )	7
○漁船損害等補償法による付保義務消滅 ( " )	8
◎土砂災害警戒区域の指定 (防災砂防課)	8
○道路の区域変更 (道 路 課)	12
公 告	
○収去飼料の試験結果の公表 (畜産振興課)	12
○土地改良区の役員の就退任 (2件) (農業基盤課)	13
○土地改良区の役員の退任 ( " )	14
○土地改良区の清算人の退職 ( " )	14
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	14
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程等 の一部を改正する規程	14
監査公表	
○監査の結果に関する報告に基づく措置結果	15
正 誤	
○正誤 (平25・5・14付け 告示)	19

告 示

高知県告示第371号

高知県税規則（昭和33年高知県規則第11号）第63条において読み替えて準用する同規則第73条の3第3項の規定により指定した自動車取得税に係る証紙代金収納計器取扱人からその名称及び証紙代金収納計器取扱所の名称の変更について届出があったので、同規則第63条において読み替えて準用する同規則第73条の3第6項の規定により次のとおり告示する。

平成25年5月28日

高知県知事 尾崎 正直

1 証紙代金収納計器取扱人の事務所の所在地及び名称

(変更前) 高知市長浜3106番地3  
社団法人全国軽自動車協会連合会高知県事務取  
扱所

(変更後) 高知市長浜3106番地3  
一般社団法人全国軽自動車協会連合会高知事務  
所

2 証紙代金収納計器取扱所の所在地及び名称

(変更前) 高知市長浜3106番地3  
社団法人全国軽自動車協会連合会高知県事務取  
扱所

(変更後) 高知市長浜3106番地3  
一般社団法人全国軽自動車協会連合会高知事務  
所

3 変更年月日

平成25年4月1日

高知県告示第372号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成25年5月28日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

- 届出者の名称  
株式会社よどや 代表取締役 佐藤 均
- 届出者の住所  
高知市高須三丁目28番30号
- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
よどやドラッグ南金田  
高知市南金田39番ほか
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

小売業者名	代表者名	住所
株式会社よどや	代表取締役 佐藤 均	高知市高須三丁 目28番30号

- 大規模小売店舗の新設をする日  
平成26年1月8日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,263平方メートル

- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - 駐車場の収容台数  
45台
  - 駐輪場の収容台数  
36台
  - 荷さばき施設の面積  
40平方メートル
  - 廃棄物等の保管施設の容量  
6.8立方メートル
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前9時  
閉店時刻 午後12時
  - 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から翌日の午前零時30分まで
  - 駐車場の自動車の出入口の数  
2箇所
  - 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

平成25年5月7日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

4 意見書に記載すべき事項

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- 意見の内容

高知県告示第373号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、共同漁業権及び区画漁業権の免許の内容となるべき事項、免許予定日、申請期間及び関係地区（区画漁業権にあつては、地元地区）を次のとおり定めた。

平成25年5月28日

高知県知事 尾崎 正直

第1 漁業権の漁場の位置及び区域、漁業の種類及び時期、関係地区（区画漁業権にあつては、地元地区）並びに制限又は条件  
◎共同漁業権

1 公示番号 内共第101号

- 漁場の位置及び区域
  - 漁場の位置 仁淀川
  - 漁場の区域

点の位置  
 基点甲 高知市春野町仁ノ仁淀川河口左岸導流堤の場所打コンクリート堤突端漁場基点  
 基点乙 土佐市新居仁淀川河口右岸排水用水門漁場基点  
 基点丙 高知市春野町西畑大上岩漁場基点  
 基点丁 土佐市用石用石橋右岸端  
 ア 甲から磁針方位165度の線と最大高潮時の海岸線との交点  
 イ 乙から磁針方位165度の線と最大高潮時の海岸線との交点  
 アとイとを結ぶ直線から上流の丙と丁とを結ぶ直線までの仁淀川本・支流（高知市春野町仁ノ仁淀川左岸導流堤以東の仁淀川に接続した内水面を含む。）

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種共同漁業 す 11月1日から翌年5月31日まで  
 じゃおのり漁業

(3) 関係地区  
 高知市のうち春野町  
 土佐市  
 吾川郡いの町（平成16年10月1日の合併前の本川村（以下「日本川村」という。）の区域を除く。）  
 吾川郡仁淀川町  
 高岡郡佐川町  
 高岡郡越知町  
 高岡郡日高村

(4) 制限又は条件  
 なし

2 公示番号 内共第102号  
 (1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 新荘川  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 須崎市西町一丁目2番1号鐘撞き堂（旧国旗掲揚塔）  
 ア 甲から磁針方位212度の線と左岸との交点  
 イ 甲から磁針方位212度の線と右岸との交点  
 アとイとを結ぶ直線から上流の須崎市下分甲国道新荘川橋までの新荘川本・支流

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種共同漁業 す 10月1日から翌年4月30日まで  
 じゃおのり漁業

(3) 関係地区

須崎市  
 (4) 制限又は条件  
 なし

3 公示番号 内共第103号  
 (1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 四万十川  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 四万十市初崎立岩漁場基点  
 基点乙 四万十市下田四万十川河口左岸国土交通省0メートル距離標  
 基点丙 四万十市山路四万十川右岸国土交通省5,800メートル距離標  
 基点丁 四万十市井沢四万十川左岸井沢大岩  
 基点戊 四万十市竹島川と鍋島川との合流点の漁場基点  
 ア 戊から磁針方位260度の線と最大高潮時の海岸線との交点  
 イ 戊から磁針方位80度の線と最大高潮時の海岸線との交点  
 甲と乙とを結ぶ直線から上流の丙と丁とを結ぶ直線までの四万十川本流及びアとイとを結ぶ直線から下流の支流竹島川

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種共同漁業 す 10月1日から翌年5月31日まで  
 じゃおのり漁業  
 第一種共同漁業 ひ 10月1日から翌年5月31日まで  
 とえぐさ漁業

(3) 関係地区  
 四万十市のうち水戸、串江、下田、鍋島、竹島、井沢、山路、実崎、間崎、初崎、坂本、深木、津蔵淵及び名鹿

(4) 制限又は条件  
 なし

4 公示番号 内共第104号  
 (1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 松田川  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 宿毛市坂ノ下松田川河口左岸下り松鼻漁場基点  
 ア 甲から磁針方位359度の線と右岸との交点  
 甲とアとを結ぶ直線から上流の宿毛橋までの松田川本流

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期  
 第一種共同漁業 す 10月1日から翌年4月30日まで  
 じゃおのり漁業  
 第一種共同漁業 ひ 10月1日から翌年4月30日まで  
 とえぐさ漁業

(3) 関係地区  
 宿毛市のうち宿毛、新田及び坂ノ下

(4) 制限又は条件  
 なし

5 公示番号 内共第105号  
 (1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 四万十川  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 四万十市山路四万十川右岸国土交通省5,800メートル距離標  
 基点乙 四万十市井沢四万十川左岸井沢大岩  
 基点丙 四万十市坂本四万十川右岸国土交通省7,200メートル距離標  
 基点丁 四万十市不破四万十川左岸国土交通省7,200メートル距離標  
 甲と乙とを結ぶ直線から上流の丙と丁とを結ぶ直線までの四万十川本流及び国道中村大橋から下流の支流後川

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種共同漁業 す 10月1日から翌年5月31日まで  
 じゃおのり漁業

(3) 関係地区  
 四万十市のうち中村、不破、角崎、具同、坂本、山路、右山、古津賀、佐田及び三里

(4) 制限又は条件  
 なし

6 公示番号 内共第501号  
 (1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 野根川  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 安芸郡東洋町野根字浦漠丙1,619番地先野根海岸防潮堤南西端漁場基点  
 基点乙 安芸郡東洋町野根字番家谷甲1,237番地先野根漁港新防潮堤北端漁場基点  
 甲と乙とを結ぶ直線から上流の高知県と徳島県との県境までの野根川本・支流

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期

第五種共同漁業 あ 6月1日から12月31日まで  
ゆ漁業  
第五種共同漁業 う 1月1日から12月31日まで  
なぎ漁業  
第五種共同漁業 あ 3月1日から9月30日まで  
まご漁業  
第五種共同漁業 も 8月1日から11月30日まで  
くずがに漁業

(3) 関係地区  
安芸郡東洋町のうち野根

(4) 制限又は条件  
(2)に規定する漁業の種類にあつては、火光その他の照明を利用する網（網口の周囲が1メートル以下のすくい網を除く。以下同じ。）、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。

7 公示番号 内共第502号  
(1) 漁場の位置及び区域  
ア 漁場の位置 西の川  
イ 漁場の区域  
室戸市吉良川町国道吉良川大橋から上流の西の川本・支流

(2) 漁業の種類及び時期  
漁業の種類 漁業の時期  
第五種共同漁業 あ 6月1日から12月31日まで  
ゆ漁業  
第五種共同漁業 う 1月1日から12月31日まで  
なぎ漁業  
第五種共同漁業 あ 3月1日から9月30日まで  
まご漁業  
第五種共同漁業 も 8月1日から11月30日まで  
くずがに漁業

(3) 関係地区  
室戸市のうち吉良川町

(4) 制限又は条件  
(2)に規定する漁業の種類にあつては、火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。

8 公示番号 内共第503号  
(1) 漁場の位置及び区域  
ア 漁場の位置 羽根川  
イ 漁場の区域  
室戸市羽根町国道羽根川橋から上流の羽根川本・支流

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期  
第五種共同漁業 あ 6月1日から12月31日まで  
ゆ漁業  
第五種共同漁業 う 1月1日から12月31日まで  
なぎ漁業  
第五種共同漁業 あ 3月1日から9月30日まで  
まご漁業

(3) 関係地区  
室戸市のうち羽根町

(4) 制限又は条件  
(2)に規定する漁業の種類にあつては、火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。

9 公示番号 内共第504号  
(1) 漁場の位置及び区域  
ア 漁場の位置 奈半利川  
イ 漁場の区域  
点の位置  
基点甲 安芸郡奈半利町奈半利川河口左岸防潮堤南西端漁場基点  
基点乙 安芸郡田野町奈半利川河口右岸導流堤漁場基点  
甲と乙とを結ぶ直線から上流の安芸郡北川村久木魚梁瀬発電用えん堤までの奈半利川本・支流

(2) 漁業の種類及び時期  
漁業の種類 漁業の時期  
第五種共同漁業 あ 6月1日から12月31日まで  
ゆ漁業  
第五種共同漁業 う 1月1日から12月31日まで  
なぎ漁業  
第五種共同漁業 あ 1月1日から12月31日まで  
まご漁業  
第五種共同漁業 も 8月1日から11月30日まで  
くずがに漁業

(3) 関係地区  
安芸郡奈半利町  
安芸郡田野町  
安芸郡北川村

(4) 制限又は条件  
(2)に規定する漁業の種類にあつては、火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。ただし、あゆ漁業にあつては、う飼漁法による採捕は3件以内、火光その他の照

照明を利用する網による採捕は24件以内、建網による採捕は38件以内、瀬張網による採捕は4件以内の範囲で行うことができる。

10 公示番号 内共第505号  
(1) 漁場の位置及び区域  
ア 漁場の位置 奈半利川  
イ 漁場の区域  
安芸郡北川村久木魚梁瀬発電用えん堤から上流の奈半利川本・支流

(2) 漁業の種類及び時期  
漁業の種類 漁業の時期  
第五種共同漁業 あ 7月1日から12月31日まで  
ゆ漁業  
第五種共同漁業 う 1月1日から12月31日まで  
なぎ漁業  
第五種共同漁業 あ 3月1日から9月30日まで  
まご漁業

(3) 関係地区  
安芸郡馬路村のうち魚梁瀬

(4) 制限又は条件  
(2)に規定する漁業の種類にあつては、火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。

11 公示番号 内共第506号  
(1) 漁場の位置及び区域  
ア 漁場の位置 安田川  
イ 漁場の区域  
安芸郡安田町国道安田川大橋から上流の安田川本・支流

(2) 漁業の種類及び時期  
漁業の種類 漁業の時期  
第五種共同漁業 あ 6月1日から12月31日まで  
ゆ漁業  
第五種共同漁業 う 1月1日から12月31日まで  
なぎ漁業  
第五種共同漁業 あ 3月1日から9月30日まで  
まご漁業  
第五種共同漁業 も 8月1日から11月30日まで  
くずがに漁業

(3) 関係地区  
安芸郡安田町  
安芸郡馬路村（魚梁瀬を除く。）

(4) 制限又は条件  
(2)に規定する漁業の種類にあつては、火光その他の照

明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。ただし、あゆ漁業にあっては、う飼漁法による採捕は2件以内、火光その他の照明を利用する網による採捕は5件以内、瀬張網による採捕は3件以内の範囲で行うことができる。

12 公示番号 内共第507号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 伊尾木川及び安芸川

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 安芸市伊尾木伊尾木川河口左岸導流堤漁場基点

基点乙 安芸市東浜安芸川河口右岸導流堤漁場基点

ア 甲から磁針方位200度の線と最大高潮時の海岸線との交点

イ 伊尾木川河口左岸と最大高潮時の海岸線との接点

ウ 伊尾木川河口右岸と最大高潮時の海岸線との接点

エ 安芸川河口左岸と最大高潮時の海岸線との接点

オ 安芸川河口右岸と最大高潮時の海岸線との接点

カ 乙から磁針方位200度の線と最大高潮時の海岸線との交点

甲ア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカ乙を結ぶ7直線から上流の伊尾木川及び安芸川本・支流

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第五種共同漁業	あ 6月1日から12月31日まで ゆ漁業
第五種共同漁業	う 1月1日から12月31日まで なぎ漁業
第五種共同漁業	こ 1月1日から12月31日まで い漁業
第五種共同漁業	あ 3月1日から9月30日まで まご漁業
第五種共同漁業	も 8月1日から11月30日まで くずがに漁業

(3) 関係地区  
安芸市（赤野を除く。）

(4) 制限又は条件  
(2)に規定する漁業の種類にあっては、火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建

網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。

13 公示番号 内共第508号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 赤野川

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 安芸市赤野赤野川河口左岸赤岩漁場基点

ア 甲から磁針方位288度25分の線と右岸との交点

甲とアとを結ぶ直線から上流の赤野川本・支流

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第五種共同漁業	あ 6月1日から12月31日まで ゆ漁業
第五種共同漁業	う 1月1日から12月31日まで なぎ漁業
第五種共同漁業	こ 1月1日から12月31日まで い漁業
第五種共同漁業	あ 3月1日から9月30日まで まご漁業
第五種共同漁業	も 8月1日から11月30日まで くずがに漁業

(3) 関係地区  
安芸市のうち赤野  
香南市のうち夜須町羽尾  
安芸郡芸西村

(4) 制限又は条件  
(2)に規定する漁業の種類にあっては、火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。

14 公示番号 内共第509号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 物部川

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 香南市吉川町物部川河口左岸防潮堤漁場基点

基点乙 南国市久枝物部川河口右岸防潮堤漁場基点

ア 甲から磁針方位180度の線と最大高潮時の海岸線との交点

イ 物部川河口左岸と最大高潮時の海岸線との接点

ウ 物部川河口右岸と最大高潮時の海岸線との

接点

エ 乙から磁針方位180度の線と最大高潮時の海岸線との交点

甲ア、アイ、イウ、ウエ及びエ乙を結ぶ5直線から上流の物部川本・支流

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第五種共同漁業	あ 5月15日から12月31日まで ゆ漁業
第五種共同漁業	う 1月1日から12月31日まで なぎ漁業
第五種共同漁業	こ 1月1日から12月31日まで い漁業
第五種共同漁業	あ 1月1日から12月31日まで まご漁業
第五種共同漁業	も 8月1日から11月30日まで くずがに漁業

(3) 関係地区  
南国市  
香南市のうち香我美町、野市町及び吉川町  
香美市のうち香北町、土佐山田町及び物部町

(4) 制限又は条件  
(2)に規定する漁業の種類にあっては、火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。ただし、あゆ漁業にあっては、建網による採捕は、50件以内の範囲で行うことができる。

15 公示番号 内共第510号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 吉野川

イ 漁場の区域

吉野川中高知県と徳島県との県境から上流の吾川郡いの町高敷発電用えん堤までの本・支流

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第五種共同漁業	あ 6月1日から12月31日まで ゆ漁業
第五種共同漁業	う 1月1日から12月31日まで なぎ漁業
第五種共同漁業	こ 1月1日から12月31日まで い漁業
第五種共同漁業	あ 1月1日から12月31日まで まご漁業
第五種共同漁業	も 8月1日から11月30日まで

<p>くずがに漁業</p> <p>(3) 関係地区 南国市のうち黒滝、桑ノ川、大改野及び中ノ川 香美市のうち土佐山田町(繁藤、西又、北滝本、榎谷及び上穴内に限る。) 長岡郡本山町 長岡郡大豊町 土佐郡土佐町 土佐郡大川村 吾川郡いの町のうち高藪</p> <p>(4) 制限又は条件 (2)に規定する漁業の種類にあつては、火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。ただし、あゆ漁業にあつては、火光その他の照明を利用する網による採捕は40件以内、建網による採捕は65件以内、瀬張網による採捕は23件以内の範囲で行うことができる。</p> <p>16 公示番号 内共第511号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 吉野川 イ 漁場の区域 吾川郡いの町高藪発電用えん堤から上流の吉野川本・支流</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第五種共同漁業 あ 7月1日から12月31日まで ゆ漁業 第五種共同漁業 こ 1月1日から12月31日まで い漁業 第五種共同漁業 あ 1月1日から12月31日まで あまご漁業</p> <p>(3) 関係地区 吾川郡いの町のうち足谷、越裏門、大森、葛原、桑瀬、高藪、寺川、戸中、長沢、中野川及び脇ノ山</p> <p>(4) 制限又は条件 (2)に規定する漁業の種類にあつては、火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。ただし、あゆ漁業及びあまご漁業にあつては、建網による採捕は、1件以内の範囲で行うことができる。</p> <p>17 公示番号 内共第512号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 鏡川</p>	<p>イ 漁場の区域 高知市九反田雑喉場橋から上流の鏡川本・支流</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第五種共同漁業 あ 6月1日から12月31日まで ゆ漁業 第五種共同漁業 う 1月1日から12月31日まで なぎ漁業 第五種共同漁業 こ 1月1日から12月31日まで い漁業 第五種共同漁業 あ 3月1日から9月30日まで まご漁業 第五種共同漁業 も 8月1日から11月30日まで くずがに漁業</p> <p>(3) 関係地区 高知市(布師田、一宮、介良、三里、長浜及び大津を除く。)</p> <p>(4) 制限又は条件 (2)に規定する漁業の種類にあつては、火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。ただし、あゆ漁業にあつては、建網による採捕は20件以内、しめなわ漁業による採捕は20件以内の範囲で行うことができる。</p> <p>18 公示番号 内共第513号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 仁淀川 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 高知市春野町仁ノ仁淀川河口左岸導流堤の場所打コンクリート堤突端漁場基点 基点乙 土佐市新居仁淀川河口右岸排水用水門漁場基点 ア 甲から磁針方位165度の線と最大高潮時の海岸線との交点 イ 乙から磁針方位165度の線と最大高潮時の海岸線との交点 アとイとを結ぶ直線から上流の高知県と愛媛県との県境までの仁淀川本・支流(高知市春野町仁ノ仁淀川左岸導流堤以東の仁淀川に接続した内水面を含む。)</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第五種共同漁業 あ 5月15日から翌年1月31日まで ゆ漁業 第五種共同漁業 う 1月1日から12月31日まで</p>	<p>なぎ漁業 第五種共同漁業 こ 1月1日から12月31日まで い漁業 第五種共同漁業 あ 1月1日から12月31日まで まご漁業 第五種共同漁業 も 8月1日から11月30日まで くずがに漁業</p> <p>(3) 関係地区 高知市のうち春野町 土佐市 吾川郡いの町(旧本川村の区域を除く。) 吾川郡仁淀川町 高岡郡佐川町 高岡郡越知町 高岡郡日高村</p> <p>(4) 制限又は条件 (2)に規定する漁業の種類にあつては、火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。ただし、あゆ漁業にあつては、う飼漁業による採捕は6件以内、火光その他の照明を利用する網による採捕は100件以内、瀬張網による採捕は14件以内、まき網による採捕は3件以内(高岡郡越知町野老山発電用えん堤から下流を操業区域とするものとする。)の範囲で行うことができる。</p> <p>19 公示番号 内共第514号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 新荘川 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 須崎市西町一丁目2番1号鐘撞き堂(旧国旗掲揚塔) ア 甲から磁針方位212度の線と左岸との交点 イ 甲から磁針方位212度の線と右岸との交点 アとイとを結ぶ直線から上流の新荘川本・支流</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第五種共同漁業 あ 5月15日から12月31日まで ゆ漁業 第五種共同漁業 う 1月1日から12月31日まで なぎ漁業 第五種共同漁業 こ 1月1日から12月31日まで い漁業 第五種共同漁業 も 8月1日から11月30日まで くずがに漁業</p>
--	--	--

(3) 関係地区  
須崎市  
高岡郡津野町（平成17年2月1日の合併前の東津野村（以下「旧東津野村」という。）の区域を除く。）

(4) 制限又は条件  
(2)に規定する漁業の種類にあつては、火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。

20 公示番号 内共第515号

(1) 漁場の位置及び区域  
ア 漁場の位置 四万十川  
イ 漁場の区域  
高岡郡四万十町家地川発電用えん堤から上流の四万十川本・支流

(2) 漁業の種類及び時期  
漁業の種類 漁業の時期  
第五種共同漁業 あ 5月15日から12月31日まで  
ゆ漁業  
第五種共同漁業 う 1月1日から12月31日まで  
なぎ漁業  
第五種共同漁業 あ 3月1日から9月30日まで  
まご漁業

(3) 関係地区  
高岡郡中土佐町（平成18年1月1日の合併前の中土佐町の区域を除く。）  
高岡郡津野町（旧東津野村の区域（船戸、西倉川、桑ヶ市及び岩土に限る。）に限る。）  
高岡郡四万十町（平成18年3月20日の合併前の窪川町（以下「旧窪川町」という。）の区域（興津及び志和に限る。）、同日の合併前の大正町の区域及び同日の合併前の十和村の区域を除く。）

(4) 制限又は条件  
(2)に規定する漁業の種類にあつては、火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。ただし、あゆ漁業にあつては、火光その他の照明を利用する建網による採捕は58件以内、瀬張網による採捕は10件以内の範囲で行うことができる。

21 公示番号 内共第516号

(1) 漁場の位置及び区域  
ア 漁場の位置 四万十川  
イ 漁場の区域  
点の位置

基点甲 四万十市初崎立岩漁場基点  
基点乙 四万十市下田四万十川河口左岸国土交通省0メートル距離標  
甲と乙とを結ぶ直線から上流の高岡郡四万十町下道発電用えん堤、高岡郡四万十町家地川発電用えん堤及び高知県と愛媛県との県境までの四万十川本・支流

(2) 漁業の種類及び時期  
漁業の種類 漁業の時期  
第五種共同漁業 あ 6月1日から翌年1月31日まで  
ゆ漁業  
第五種共同漁業 う 1月1日から12月31日まで  
なぎ漁業  
第五種共同漁業 こ 1月1日から12月31日まで  
い漁業  
第五種共同漁業 あ 3月1日から9月30日まで  
まご漁業  
第五種共同漁業 も 8月1日から11月30日まで  
くずがに漁業

(3) 関係地区  
宿毛市のうち山奈及び平田  
四万十市  
高岡郡四万十町（旧窪川町の区域を除く。）

(4) 制限又は条件  
(2)に規定する漁業の種類にあつては、火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。ただし、あゆ漁業にあつては火光その他の照明を利用する建網による採捕は435件以内、地びき網による採捕は6件以内、まき刺網による採捕は3件以内、しめなわ漁法による採捕は45件以内の範囲で、こい漁業にあつては建網による採捕は50件以内、まき刺網による採捕は10件以内の範囲で行うことができる。

22 公示番号 内共第517号

(1) 漁場の位置及び区域  
ア 漁場の位置 松田川  
イ 漁場の区域  
点の位置  
基点甲 宿毛市坂ノ下松田川河口左岸下り松鼻漁場基点  
ア 甲から磁針方位359度の線と右岸との交点  
甲とアとを結ぶ直線から上流の高知県と愛媛県との県境までの松田川本・支流

(2) 漁業の種類及び時期  
漁業の種類 漁業の時期

第五種共同漁業 あ 6月1日から12月31日まで  
ゆ漁業  
第五種共同漁業 う 1月1日から12月31日まで  
なぎ漁業  
第五種共同漁業 こ 1月1日から12月31日まで  
い漁業  
第五種共同漁業 あ 3月1日から9月30日まで  
まご漁業  
第五種共同漁業 も 8月1日から11月30日まで  
くずがに漁業

(3) 関係地区  
宿毛市のうち宿毛、新田、坂ノ下、和田、二ノ宮、中角、小川、山北及び橋上町

(4) 制限又は条件  
(2)に規定する漁業の種類にあつては、火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。ただし、あゆ漁業にあつては火光その他の照明を利用する建網による採捕は42件以内の範囲で、こい漁業にあつては建網による採捕は3件以内の範囲で行うことができる。

◎区画漁業権  
1 公示番号 内区第101号

(1) 漁場の位置及び区域  
ア 漁場の位置 四万十市間崎間崎島東側地先  
イ 漁場の区域  
点の位置  
基点甲 四万十市間崎四万十川右岸国土交通省1,400メートル距離標  
基点乙 四万十市間崎四万十川右岸国土交通省1,600メートル距離標  
ア 甲から乙を見通した線から右に145度40分の線上甲から172メートルの点  
イ 甲から乙を見通した線から右に161度10分の線上甲から153メートルの点  
ウ 乙から甲を見通した線から左に171度10分の線上乙から177メートルの点  
エ 乙から甲を見通した線から左に150度50分の線上乙から201メートルの点  
オ 甲から乙を見通した線から右に96度50分の線上甲から110メートルの点  
アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアを結ぶ5直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 藻 10月1日から翌年5月31日まで  
類養殖業

(3) 地元地区  
四万十市のうち間崎及び津蔵淵

(4) 制限又は条件  
なし

2 公示番号 内区第102号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 四万十市下田大島南側地先

イ 漁場の区域  
点の位置  
基点甲 四万十市初崎四万十川右岸国土交通省  
1,000メートル距離標  
基点乙 四万十市間崎四万十川右岸国土交通省  
1,400メートル距離標  
ア 甲から乙を見通した線から左に1度20分の  
線上甲から286メートルの点  
イ 甲から乙を見通した線から左に22度30分の  
線上甲から300メートルの点  
ウ 甲から乙を見通した線から左に38度30分の  
線上甲から225メートルの点  
エ 甲から乙を見通した線から左に30度の線上  
甲から110メートルの点  
アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれ  
た区域

(2) 漁業の種類及び時期  
漁業の種類 漁業の時期  
第一種区画漁業 藻 10月1日から翌年5月31日まで  
類養殖業

(3) 地元地区  
四万十市のうち水戸、下田、鍋島及び竹島

(4) 制限又は条件  
なし

3 公示番号 内区第103号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 四万十市下田大島南側地先

イ 漁場の区域  
点の位置  
基点甲 四万十市初崎四万十川右岸国土交通省  
1,000メートル距離標  
基点乙 四万十市間崎四万十川右岸国土交通省  
1,400メートル距離標  
ア 甲から乙を見通した線から右に110度50分  
の線上甲から241メートルの点  
イ 甲から乙を見通した線から右に74度20分の

線上甲から196メートルの点  
ウ 甲から乙を見通した線から右に65度30分の  
線上甲から375メートルの点  
エ 甲から乙を見通した線から右に70度10分の  
線上甲から381メートルの点  
オ 甲から乙を見通した線から右に86度20分の  
線上甲から241メートルの点  
カ 甲から乙を見通した線から右に97度10分の  
線上甲から261メートルの点  
アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアを結ぶ6直線  
により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
漁業の種類 漁業の時期  
第一種区画漁業 藻 10月1日から翌年5月31日まで  
類養殖業

(3) 地元地区  
四万十市のうち水戸、下田、鍋島及び竹島

(4) 制限又は条件  
なし

4 公示番号 内区第104号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 四万十市下田四万十川左岸導流堤東側地  
先

イ 漁場の区域  
点の位置  
基点甲 四万十市下田導流堤四万十川左岸国土交通  
省400メートル距離標  
基点乙 四万十市下田導流堤四万十川左岸国土交通  
省1,200メートル距離標  
基点丙 四万十市下田導流堤四万十川左岸国土交通  
省2,000メートル距離標  
ア 甲から乙を見通した線から右に155度20分  
の線上甲から182メートルの点  
イ 甲から乙を見通した線から右に150度30分  
の線上甲から83メートルの点  
ウ 甲から乙を見通した線から右に11度40分の  
線上甲から153メートルの点  
エ 甲から乙を見通した線から右に10度の線上  
甲から152メートルの点  
オ 乙から甲を見通した線から左に3度の線上  
乙から334メートルの点  
カ 乙から甲を見通した線から左に55度50分の  
線上乙から52メートルの点  
キ 乙から甲を見通した線から左に145度50分  
の線上乙から115メートルの点

ク 乙から甲を見通した線から左に134度20分  
の線上乙から134メートルの点  
ケ 乙から甲を見通した線から左に150度20分  
の線上乙から254メートルの点  
コ 丙から乙を見通した線から左に35度10分の  
線上丙から217メートルの点  
サ 丙から乙を見通した線から左に106度40分  
の線上丙から368メートルの点  
シ 丙から乙を見通した線から左に101度50分  
の線上丙から371メートルの点  
ス 丙から乙を見通した線から左に59度の線上  
丙から256メートルの点  
セ 丙から乙を見通した線から左に22度20分の  
線上丙から342メートルの点  
ソ 乙から甲を見通した線から左に139度40分  
の線上乙から282メートルの点  
タ 乙から甲を見通した線から左に29度線上乙  
から242メートルの点  
チ 乙から甲を見通した線から左に15度10分の  
線上乙から253メートルの点  
アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、  
ケコ、コサ、サシ、シス、スセ、セソ、ソタ、タチ及び  
チアを結ぶ17直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
漁業の種類 漁業の時期  
第一種区画漁業 藻 10月1日から翌年5月31日まで  
類養殖業

(3) 地元地区  
四万十市のうち水戸、下田、鍋島及び竹島

(4) 制限又は条件  
なし

第2 漁業権の及ばない区域  
漁場の敷地が他人の所有に属する区域又は水面が他人の占有  
に係る区域であって、その所有者又は占有者の同意がないもの

第3 免許予定日  
平成25年9月1日

第4 免許申請期間  
平成25年6月4日から同年7月19日まで

第5 漁業権の存続期間  
1 共同漁業権 免許の日から平成35年8月31日まで  
2 区画漁業権 免許の日から平成30年8月31日まで  
(この告示による共同漁業権及び区画漁業権の漁場図は、高知  
県水産振興部漁業管理課に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第374号  
漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項

の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成25年5月28日

高知県知事 尾崎 正直

月灘加入区

**高知県告示第375号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成21年5月高知県告示第408号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成25年5月27日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年5月28日

高知県知事 尾崎 正直

月灘加入区

**高知県告示第376号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び須崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年5月28日

高知県知事 尾崎 正直

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
206-50-001	堂ノ浦川(2)	須崎市浦ノ内下中山(別紙図面のとお)	土石流
206-50-002	堂ノ浦川(3)	須崎市浦ノ内下中山(別紙図面のとお)	土石流
206-50-003	堂ノ浦川(1)	須崎市浦ノ内下中山(別紙図面のとお)	土石流
206-50-201	浦ノ内下中山谷川(1)	須崎市浦ノ内下中山(別紙図面のとお)	土石流
206-50-202	浦ノ内下中山	須崎市浦ノ内下中山(別紙図面のとお)	土石流

	谷川(2)		
206-50-203	浦ノ内下中山谷川(3)	須崎市浦ノ内下中山(別紙図面のとお)	土石流
206-50-204	浦ノ内下中山谷川(4)	須崎市浦ノ内下中山(別紙図面のとお)	土石流
206-50-205	浦ノ内下中山谷川(5)	須崎市浦ノ内下中山(別紙図面のとお)	土石流
206-48-001	上横川川(3)	須崎市上分(別紙図面のとお)	土石流
206-48-002	上横川川(1)	須崎市上分(別紙図面のとお)	土石流
206-48-003	横川川(1)	須崎市上分(別紙図面のとお)	土石流
206-48-004	夫領川(1)	須崎市上分(別紙図面のとお)	土石流
206-48-005	笹野川	須崎市上分(別紙図面のとお)	土石流
206-48-006	桧生川(1)	須崎市上分(別紙図面のとお)	土石流
206-48-201	上分川(1)	須崎市上分(別紙図面のとお)	土石流
206-48-202	上横川川(2)	須崎市上分(別紙図面のとお)	土石流
206-48-203	横川川(2)	須崎市上分(別紙図面のとお)	土石流

206-48-204	横川川(3)	須崎市上分(別紙図面のとお)	土石流
206-48-205	神母野川	須崎市上分(別紙図面のとお)	土石流
206-48-206	夫領川(2)	須崎市上分(別紙図面のとお)	土石流
206-48-207	平野谷川(1)	須崎市上分(別紙図面のとお)	土石流
206-48-208	桧生川(2)	須崎市上分(別紙図面のとお)	土石流
206-49-201	道の川(1)	須崎市上分(別紙図面のとお)	土石流
206-59-004	落合谷川(1)	須崎市上分(別紙図面のとお)	土石流
206-59-005	落合谷川(2)	須崎市上分(別紙図面のとお)	土石流
206-59-007	古川川及び支川	須崎市上分(別紙図面のとお)	土石流
206-59-008	平野谷川(2)	須崎市上分(別紙図面のとお)	土石流
206-59-009	首永川	須崎市上分(別紙図面のとお)	土石流
206-59-010	寺尾谷川	須崎市上分(別紙図面のとお)	土石流
206-59-203	樽川支川(2)	須崎市上分(別紙図面のとお)	土石流
206-59-204	樽川支川(1)	須崎市上分(別紙図面のとお)	土石流
206-59-205	落合谷川(3)	須崎市上分(別紙図面のとお)	土石流

206-59-206	落合谷川(4)	須崎市上分(別紙図面のとおり)	土石流
206-59-207	郷ノ奥川及び同右支川	須崎市上分(別紙図面のとおり)	土石流
206-59-208	奥ノ庵川及び同右支川	須崎市上分(別紙図面のとおり)	土石流
206-59-209	伊才野谷川(2)	須崎市上分(別紙図面のとおり)	土石流
206-59-210	谷ノ奥谷川及び同左支川	須崎市上分(別紙図面のとおり)	土石流
206-59-211	道の川(3)	須崎市上分(別紙図面のとおり)	土石流
206-59-212	平野谷川(3)	須崎市上分(別紙図面のとおり)	土石流
206-59-213	日の川(2)	須崎市上分(別紙図面のとおり)	土石流
206-59-214	平野谷川(4)	須崎市上分(別紙図面のとおり)	土石流
206-59-215	首永谷川	須崎市上分(別紙図面のとおり)	土石流
206-59-216	伊才野谷川(1)	須崎市上分(別紙図面のとおり)	土石流
206-59-217	中氏谷川(1)	須崎市下郷(別紙図面のとおり)	土石流

206-99-013	横川川(4)	須崎市上分(別紙図面のとおり)	土石流
206-99-014	上分川(2)	須崎市上分(別紙図面のとおり)	土石流
206-99-015	樽川	須崎市上分(別紙図面のとおり)	土石流
206-99-016	桧生川(3)	須崎市上分(別紙図面のとおり)	土石流
206-99-017	道の川(2)	須崎市上分(別紙図面のとおり)	土石流
206-99-018	日の川(1)	須崎市上分(別紙図面のとおり)	土石流
I-2589	入戸(1)	須崎市浦ノ内下中山(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-5118	堂ノ浦	須崎市浦ノ内下中山(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-5119	入戸(2)	須崎市浦ノ内下中山(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-5120	弘浦山	須崎市浦ノ内下中山(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-5121	白鷺	須崎市浦ノ内下中山(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV-206108	浦ノ内下中山(1)	須崎市浦ノ内下中山(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV-206109	浦ノ内下中山(2)	須崎市浦ノ内下中山(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV-206110	浦ノ内下中山(3)	須崎市浦ノ内下中山(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

IV-206111	浦ノ内下中山(4)	須崎市浦ノ内下中山(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV-206112	浦ノ内下中山(5)	須崎市浦ノ内下中山(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV-206113	浦ノ内下中山(6)	須崎市浦ノ内下中山(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV-206114	浦ノ内下中山(7)	須崎市浦ノ内下中山(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV-206115	浦ノ内下中山(8)	須崎市浦ノ内下中山(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV-206116	浦ノ内西分(1)	須崎市浦ノ内西分(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV-206117	浦ノ内西分(2)	須崎市浦ノ内西分(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV-206118	浦ノ内西分(3)	須崎市浦ノ内西分(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV-206119	浦ノ内西分(4)	須崎市浦ノ内西分(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV-206120	浦ノ内西分(5)	須崎市浦ノ内西分(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV-206121	浦ノ内西分(6)	須崎市浦ノ内西分(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV-	浦ノ内	須崎市浦ノ内西分(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

206122	西 分 (7)	紙図面のとおりに	
IV - 206123	浦ノ内 西 分 (8)	須崎市浦ノ内西分 (別 紙図面のとおりに)	急傾斜地の崩壊
IV - 206124	浦ノ内 東 分 (1)	須崎市浦ノ内東分 (別 紙図面のとおりに)	急傾斜地の崩壊
IV - 206125	浦ノ内 東 分 (2)	須崎市浦ノ内東分 (別 紙図面のとおりに)	急傾斜地の崩壊
IV - 206126	浦ノ内 東 分 (3)	須崎市浦ノ内東分 (別 紙図面のとおりに)	急傾斜地の崩壊
IV - 206127	浦ノ内 東 分 (4)	須崎市浦ノ内東分 (別 紙図面のとおりに)	急傾斜地の崩壊
IV - 206128	浦ノ内 東 分 (5)	須崎市浦ノ内東分 (別 紙図面のとおりに)	急傾斜地の崩壊
IV - 206129	浦ノ内 東 分 (6)	須崎市浦ノ内東分 (別 紙図面のとおりに)	急傾斜地の崩壊
IV - 206130	浦ノ内 東 分 (7)	須崎市浦ノ内東分 (別 紙図面のとおりに)	急傾斜地の崩壊
IV - 206131	浦ノ内 東 分 (8)	須崎市浦ノ内東分 (別 紙図面のとおりに)	急傾斜地の崩壊
IV - 206132	浦ノ内 東 分 (9)	須崎市浦ノ内東分 (別 紙図面のとおりに)	急傾斜地の崩壊
IV - 206133	浦ノ内 東 分	須崎市浦ノ内東分 (別 紙図面のとおりに)	急傾斜地の崩壊

	(10)		
IV - 206134	浦ノ内 東 分 (11)	須崎市浦ノ内東分 (別 紙図面のとおりに)	急傾斜地の崩壊
IV - 206135	浦ノ内 東 分 (12)	須崎市浦ノ内東分 (別 紙図面のとおりに)	急傾斜地の崩壊
IV - 206136	浦ノ内 東 分 (13)	須崎市浦ノ内東分 (別 紙図面のとおりに)	急傾斜地の崩壊
IV - 206137	浦ノ内 東 分 (14)	須崎市浦ノ内東分 (別 紙図面のとおりに)	急傾斜地の崩壊
I -2759	遅 越 (1)	須崎市上分 (別紙図面 のとおりに)	急傾斜地の崩壊
I -2760	寺尾	須崎市上分 (別紙図面 のとおりに)	急傾斜地の崩壊
I -2761	首永	須崎市上分 (別紙図面 のとおりに)	急傾斜地の崩壊
I -2762	日ノ川 (3)	須崎市上分 (別紙図面 のとおりに)	急傾斜地の崩壊
I -2763	平野	須崎市上分 (別紙図面 のとおりに)	急傾斜地の崩壊
I -2764	道ノ川 (1)	須崎市上分 (別紙図面 のとおりに)	急傾斜地の崩壊
I -2765	道ノ川 (2)	須崎市上分 (別紙図面 のとおりに)	急傾斜地の崩壊
I -2766	檜 生 (1)	須崎市上分 (別紙図面 のとおりに)	急傾斜地の崩壊
I -2767	檜 生 (2)	須崎市上分 (別紙図面 のとおりに)	急傾斜地の崩壊

I -2768	檜生口	須崎市上分 (別紙図面 のとおりに)	急傾斜地の崩壊
I -2769	笹野	須崎市上分 (別紙図面 のとおりに)	急傾斜地の崩壊
I -2770	夫領	須崎市上分 (別紙図面 のとおりに)	急傾斜地の崩壊
I -2771	神母野	須崎市上分 (別紙図面 のとおりに)	急傾斜地の崩壊
I -2772	日浦	須崎市上分 (別紙図面 のとおりに)	急傾斜地の崩壊
I -2773	上横川 (1)	須崎市上分 (別紙図面 のとおりに)	急傾斜地の崩壊
I -2774	田 野 (1)	須崎市上分 (別紙図面 のとおりに)	急傾斜地の崩壊
I -2775	田 野 (2)	須崎市上分 (別紙図面 のとおりに)	急傾斜地の崩壊
I -2776	古 川 (3)	須崎市上分 (別紙図面 のとおりに)	急傾斜地の崩壊
I -2778	伊才野 (1)	須崎市上分 (別紙図面 のとおりに)	急傾斜地の崩壊
I -2779	落 合 (1)	須崎市上分 (別紙図面 のとおりに)	急傾斜地の崩壊
I -2780	落 合 (2)	須崎市上分 (別紙図面 のとおりに)	急傾斜地の崩壊
I -2781	西樽	須崎市上分 (別紙図面 のとおりに)	急傾斜地の崩壊
I -2782	下依包 (1)	須崎市上分 (別紙図面 のとおりに)	急傾斜地の崩壊
I -2783	下依包 (2)	須崎市上分 (別紙図面 のとおりに)	急傾斜地の崩壊

I-2784	上依包	須崎市上分(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-5262	大久保	須崎市上分・下郷(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-5263	遅越(2)	須崎市上分(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-5264	大谷(4)	須崎市上分(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-5265	大谷(5)	須崎市上分(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-5266	楮ヶ谷	須崎市上分(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-5267	日ノ川(1)	須崎市上分(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-5268	日ノ川(2)	須崎市上分(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-5269	日ノ川口(1)	須崎市上分(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-5270	日ノ川口(2)	須崎市上分(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-5271	又ノ口(1)	須崎市上分(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-5272	又ノ口(2)	須崎市上分(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-5273	下駄場	須崎市上分(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-5274	靴田	須崎市上分(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-5275	檜生(3)	須崎市上分(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊

II-5276	檜生(4)	須崎市上分(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-5277	種口	須崎市上分(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-5278	宮ノ西(4)	須崎市上分(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-5279	観音ダバ	須崎市上分(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-5280	土居(1)	須崎市上分(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-5281	土居(2)	須崎市上分(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-5282	上横川(2)	須崎市上分(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-5283	越角	須崎市上分(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-5284	一ノ谷	須崎市上分(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-5285	立花	須崎市上分(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-5287	伊才野(2)	須崎市上分(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-5288	藤ノ本	須崎市上分(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-5289	川ノ上	須崎市上分(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-5290	東嶋	須崎市上分(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-5291	滝ノ西	須崎市上分(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊

II-5292	桐木谷向	須崎市上分(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-5293	大屋敷	須崎市上分(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-5294	上樽	須崎市上分(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-5295	明神向	須崎市上分(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-5296	長者ノダバ	須崎市上分(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-5297	櫟木	須崎市上分(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-5298	柏原	須崎市上分(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-5299	下百々川	須崎市上分(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
IV-206138	上分甲(1)	須崎市上分(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
IV-206139	上分甲(2)	須崎市上分(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
IV-206140	上分甲(3)	須崎市上分(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
IV-206141	上分甲(4)	須崎市上分(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
IV-206142	上分甲(5)	須崎市上分(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
IV-206143	上分甲(6)	須崎市上分(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
IV-206144	上分甲(7)	須崎市上分(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊

IV 206145	上分甲 (8)	須崎市上分（別紙図面 のとおり）	急傾斜地の崩壊
IV 206146	上分甲 (9)	須崎市上分（別紙図面 のとおり）	急傾斜地の崩壊
IV 206147	上分甲 (10)	須崎市上分（別紙図面 のとおり）	急傾斜地の崩壊
IV 206148	上分乙 (1)	須崎市上分（別紙図面 のとおり）	急傾斜地の崩壊
IV 206149	上分乙 (2)	須崎市上分（別紙図面 のとおり）	急傾斜地の崩壊
IV 206150	上分乙 (3)	須崎市上分（別紙図面 のとおり）	急傾斜地の崩壊
IV 206151	上分丙 (1)	須崎市上分（別紙図面 のとおり）	急傾斜地の崩壊
IV 206152	上分丙 (2)	須崎市上分（別紙図面 のとおり）	急傾斜地の崩壊
IV 206153	上分丙 (3)	須崎市上分（別紙図面 のとおり）	急傾斜地の崩壊
IV 206154	上分丙 (4)	須崎市上分（別紙図面 のとおり）	急傾斜地の崩壊
IV 206155	上分丙 (5)	須崎市上分（別紙図面 のとおり）	急傾斜地の崩壊
IV 206156	上分丙 (6)	須崎市上分（別紙図面 のとおり）	急傾斜地の崩壊
IV 206157	上分丙 (7)	須崎市上分（別紙図面 のとおり）	急傾斜地の崩壊
IV 206158	上分丙 (8)	須崎市上分（別紙図面 のとおり）	急傾斜地の崩壊
IV 206159	上分丙 (9)	須崎市上分（別紙図面 のとおり）	急傾斜地の崩壊

IV 206160	上分丙 (10)	須崎市上分（別紙図面 のとおり）	急傾斜地の崩壊
IV 206161	上分丙 (11)	須崎市上分（別紙図面 のとおり）	急傾斜地の崩壊
IV 206162	上分丙 (12)	須崎市上分（別紙図面 のとおり）	急傾斜地の崩壊
IV 206163	上分丙 (13)	須崎市上分（別紙図面 のとおり）	急傾斜地の崩壊
IV 206164	上分丙 (14)	須崎市上分（別紙図面 のとおり）	急傾斜地の崩壊
IV 206165	上分丙 (15)	須崎市上分（別紙図面 のとおり）	急傾斜地の崩壊
IV 206166	上分丙 (16)	須崎市上分（別紙図面 のとおり）	急傾斜地の崩壊
IV 206167	上分丙 (17)	須崎市上分（別紙図面 のとおり）	急傾斜地の崩壊
IV 206168	上分丙 (18)	須崎市上分（別紙図面 のとおり）	急傾斜地の崩壊
IV 206169	上分丙 (19)	須崎市上分（別紙図面 のとおり）	急傾斜地の崩壊
IV 206170	上分丙 (20)	須崎市上分（別紙図面 のとおり）	急傾斜地の崩壊
IV 206171	上分丙 (21)	須崎市上分（別紙図面 のとおり）	急傾斜地の崩壊
IV 206172	上分丙 (22)	須崎市上分（別紙図面 のとおり）	急傾斜地の崩壊
IV 206173	上分丙 (23)	須崎市上分（別紙図面 のとおり）	急傾斜地の崩壊
IV 206174	上分丙 (24)	須崎市上分（別紙図面 のとおり）	急傾斜地の崩壊

IV 206175	上分丙 (25)	須崎市上分（別紙図面 のとおり）	急傾斜地の崩壊
IV 206176	上分丙 (26)	須崎市上分（別紙図面 のとおり）	急傾斜地の崩壊

**高知県告示第377号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年5月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年5月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 194号
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町清水下 分字山神林ノ上ミ 900番1から 吾川郡いの町清水下 分字陰屋式2693番5 まで	前	20.0 } 41.0	65
	後	30.0 } 41.0	65

-----  
**公 告**  
-----

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項の規定により、平成25年2月14日に収去した飼料の検査結果の概要を次のとおり公表する。

平成25年5月28日

高知県知事 尾崎 正直

製造事業所の所在地及び名称	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験結果の概要					
				粗たん白質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシウム (%)	りん (%)
岡山県倉敷市西日本飼料株式会社	高岡郡四万十町JA四万十	全酪育成前期(若齢牛育成用配合飼料)	平25.1	19.2	2.6	6.1	6.7	1.2	0.65
香川県坂出市JA西日本くみあい飼料株式会社坂出工場	〃	くみあい二種混合飼料荒目(とうもろこし・魚粉二種混合飼料)	〃	8.3	/	/	1.4	/	/
〃	〃	くみあい配合飼料 成鶏用スターレイヤー17(成鶏飼育用配合飼料)	〃	17.4	5.4	2.9	12.7	4.6	0.51

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、野市上井堰土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成25年5月28日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所	
(退任)			
理事	安藝 紀雅	香南市野市町東野	833
〃	黒瀬 卓也	〃	686-1
〃	近藤 登	野市町西野	1732
〃	眞島 洋一	〃	2436
〃	森田 公章	野市町西佐古	588
監事	安岡 健一	野市町東野	1170
〃	武内 幸治	野市町西野	887
(就任)			
理事	安藝 紀雅	香南市野市町東野	833
〃	黒瀬 卓也	〃	686-1
〃	眞島 洋一	野市町西野	2436
〃	武内 幸治	〃	887
〃	森田 公章	野市町西佐古	588
監事	加藤 睦夫	野市町東野	296-4
〃	大谷 修二	野市町西野	1386-1

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東洋町小池土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成25年5月28日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所	
(退任)			
理事	松原 範幸	安芸郡東洋町河内	329
〃	桑山 兵介	〃	1015
〃	手島 善宏	〃	1020
〃	西内 政男	〃	141-1
〃	栗林 平治	〃	160
〃	高島 義博	〃	308-2
〃	小池 巖男	〃	156
〃	田中 實	〃	284
〃	前田 敏行	〃	1091
〃	原田 素士	〃	1052
〃	原田 壹二	〃	245
〃	手島 清俊	〃	1035

監事	森本 郁夫	〃	〃	〃	1018
	嶋本 壽	〃	〃	甲浦	324
(就任)					
理事	松原 範幸	安芸郡東洋町河内			329
	桑山 兵介	〃	〃	〃	1009
	手島 善宏	〃	〃	〃	1020
	西内 政男	〃	〃	〃	141-1
	松本 隆彦	〃	〃	〃	1067-1
	高島 正裕	〃	〃	〃	308-1
	小池 隆幸	〃	〃	〃	139
	伊達 紀子	〃	〃	〃	284
	前田 敏行	〃	〃	〃	1091
	原田 素士	〃	〃	〃	1052
	原田 壹二	〃	〃	〃	245
	手島伊三夫	〃	〃	〃	1035
	徳村 眞一	〃	〃	〃	1064
監事	森本 郁夫	〃	〃	〃	1018
	原田 四郎	〃	〃	〃	185

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、中村市田野川甲土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。  
平成25年5月28日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住所
監事	山崎 榮美	四万十市田野川甲 536
〃	山崎 殖	〃 〃 甲2121

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、中村市田野川甲土地改良区から次のとおり退職した清算人の届出があった。  
平成25年5月28日

高知県知事 尾崎 正直

氏名	住所
柿内 充弘	四万十市田野川甲1834
柿内 尚之	〃 〃 甲1844
山崎 市丞	〃 〃 甲 553
久保田英茂	〃 〃 甲2325
松原 健二	〃 〃 甲 680-1
山本 官	〃 〃 甲2133
山本 幸生	〃 〃 甲2165
尾花 三井	〃 〃 甲 624

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。  
平成25年5月28日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成25年4月25日 25高都計第51号	南国市東崎字西天神 田936番1ほか	高知市薊野西町一丁目24番15号 株式会社タニケン 代表取締役 谷 勇吉

公営企業局管理規程

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程等の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成25年5月28日

高知県公営企業局長 岡林 美津夫

高知県公営企業局管理規程第7号

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程等の一部を改正する規程

（高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部改正）

**第1条** 高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程（昭和42年高知県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

付則第13項を付則第14項とし、付則第12項を付則第13項とし、付則第11項の次に次の1項を加える。

12 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間における各病院に勤務する病理細菌技術者で危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例とするもの（平成25年3月31日において各病院に勤務していた病理細菌技術者で、高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程（平成25年高知県公営企業局管理規程第5号）による改正前の第3条の2の規定による給料の調整額の支給を受けていたものに限る。）の給料の調整額は、第3条の2の規定にかかわらず、同条第1項の表中

危険な病原体又は危険な病原体に	1
-----------------	---

汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例とする病理細菌技術者	
--	--

とあるのは、

危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例とする病理細菌技術者	1.5
---	-----

として同条の規定により定められる額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

（高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程の一部改正）

**第2条** 高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程（平成25年高知県公営企業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（経過措置）

2 この規程による改正後の高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程（以下この項において「新規規程」という。）第3条の2の規定にかかわらず、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間において各病院に勤務する病理細菌技術者で危険な病原体に汚染された検体を取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接するもの（平成25年3月31日において各病院に勤務していた病理細菌技術者で、この規程による改正前の高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程（以下この項において「旧規程」という。）第3条の2の規定による給料の調整額の支給を受けていたもの（新規規程第3条の2又は高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程等の一部を改正する規程（平成25年高知県公営企業局管理規程第7号）第1条の規定による改正後の高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程付則第12項の規定による給料の調整額の支給を受ける者を除く。）に限る。）については、旧規程第3条の2の規定により定められる額に、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては100分の50を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）の、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては100分の25を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）の給料の調整額を支給するものとする。

附 則

この規程は、平成25年5月28日から施行し、第1条の規定による改正後の高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程及び第2条の規定による改正後の高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程の規定は、同年4月1日から適用する。

-----  
監 査 公 表  
-----

**監査公表第8号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、高知県知事等あて報告を行ったところ、高知県知事等から措置結果について通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年5月28日

高知県監査委員  
25高行管第42号  
平成25年5月1日

高知県監査委員 様

高知県知事

定期監査の結果に対する措置結果について（通知）

平成25年2月20日付け24高監報第15号で報告のありましたうえのことについて、指摘とされた機関からの措置状況の報告をもとに、地方自治法第199条第12項の規定により下記のとおり通知します。

記

第1 指摘とされた機関

1 安芸土木事務所

(1) 指摘事項

平成24年度樋ノロ谷川通常砂防工事に係る2件の土地等の売買契約において、いずれも土地の所有権を持たない者と契約を締結していたが、所有権の移転手続の際に、法務局に誤りを指摘されて取り消していた。

これは、土地等の契約は、権利を有する者と契約しなければならないと定めた高知県用地事務取扱要領（平成2年6月30日付け土木部長通知）第56条の規定に反する不適正な事務処理である。

(2) 原因又は理由

土地等の売買契約に当たり、事務所において、固定資産税の納税者である土地管理者と契約後に、嘱託登記によって登記名義人の相続人から土地管理者に所有権移転登記を行い、起業者名義とする方法で登記処理できると考え、契約を締結しましたが、所有権移転登記について法務局及び用地対策課に確認した結果、当事者間で所有権移転についての契約がない場合は、登記名義人の相続人以外からはできないことが判明し、契約を取り消したものです。

(3) 措置状況

今後は、登記名義人と土地管理者が異なる場合の土地等の売買契約については、土地の所有関係等を精査したうえで、高知県用地事務取扱要領に基づき厳正な処理に努めます。

2 中央東土木事務所

(1) 指摘事項

平成22年12月15日付けで屋外広告業者から提出された広告物等許可申請書2部及び手数料11,000円の証紙について、許可事務を行わず、消印及び収入調定も行わないまま金庫に入れて失念していた。

なお、同広告物に係る許認可については、平成23年5月13日付けで提出された設置者名の申請書により、別途、許可等の事務を行っていた。

これは、証紙の納付の方法について定めた高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号。）第3条第3項及び証紙の調定について定めた高知県証紙収入事務取扱要領（平成4年3月10日付け3出第255号。）4(1)の規定に反する不適正な事務処理である。

(2) 原因又は理由

主たる原因は、許可申請書の提出があった日に担当職員が不在であったため、別の職員が当該申請書を預かり、金庫に保管したまま担当職員に引き継がれず経過してしまったことです。併せて、金庫の管理者が保管されていたものを十分把握していなかったことも原因です。

(3) 措置状況

担当職員不在の際の受付事務については金庫預入台帳を作成し、書類の受け渡し状況を記録し、担当への引き継ぎに漏れが生じないよう管理を行うとともに、関係職員に対し周知徹底を図ります。

また再発防止のため、金庫の管理については、総務課長が週に一度金庫内の点検を行い、点検結果を事務次長に報告することとします。

なお、申請書及び証紙11,000円については、申請人である屋外広告物業者に経過を説明のうえ、平成24年10月19日に返戻しました。

第2 重点項目について

1 内容

今回の監査の重点事項として、各出先機関において現金等が適正に管理されているか、また、任意団体等の事務に係る現金等が適正に管理されているかという視点から、現金等の管理について監査を行ったところ、前述の指摘事項のとおり、金庫内に証紙等を放置したままにしていた事例が1件あったが、その他の機関では、現金の管理の点では、おおむね適正に処理されていると認められる。ただし、金庫内に証

紙等が放置されていた事例のように、金庫内の整理整頓ができていないこと並びに任意団体及び学校徴収金等の会計事務の手續に関してその取扱いを定めた要綱及び通知に必ずしも厳密に沿っていない面が複数の所属で散見されたので、金庫の定期的な点検の励行並びに任意団体及び学校徴収金等の会計事務の正確な執行に向けて、全庁に周知徹底するよう求める。

2 措置状況

これまで、公金の適正な取扱いと管理について周知徹底を図るとともに、会計検査においても、金庫の管理状況を確認してきていますが、引き続き重点的に確認するとともに、金庫内の点検を励行していきます。

また、任意団体の会計事務については、会計管理課が平成23年度及び24年度に実施した実地検査において、任意団体の会計事務について聞き取り及び確認を行っており、今後も引き続き状況を確認していくこととします。

併せて、研修の機会や庁内メールなどを活用しながら、周知徹底を図っていきます。

25高教政第81号  
平成25年4月23日

高知県監査委員 様

高知県教育委員会委員長

定期監査結果に基づく措置状況について

平成25年2月20日付け24高監報第15号で報告のありました定期監査の結果について、下記のとおり措置しましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

1 特別指摘事項

機関名：高知東工業高等学校

(1) 特別指摘事項

早取期限が平成24年5月22日とされている同年4月分の電気料643,650円の支払が遅れたため、同年6月に遅取加算金19,200円を支払っていた。

これは、定例的な毎月の支払である電気料について、支払時期を失したため、本来であれば支払う必要のない遅取加算金を支払った不適正な事務処理である。

このことについては、前年度の監査において同様に遅取加算金を支払った事案があり、指摘事項として改善を求めたところであるが、学校事務室内に電気料の支払に必要な支払証取出し日を明記し、朝の連絡会でも確認して情報を共通認識していると措置状況を報告していたにもかかわらず、今回も同じ誤りを繰り返したものであり、監査結果に対する改善の取組が十分でなく、極めて遺憾である。

なお、県立学校における電気料の支払事務は、平成24年10月分から総務事務センターが行っているが、その他の事務に

おいても、今回の事案の原因等を十分に検証し、今後は二度とこのようなことがないよう厳正な取扱いを強く求める。

(2) 原因又は理由

平成24年4月分の電気料金請求書を5月14日に受理し、支払予定日を5月22日として支払証で支払をするべく、歳出担当者が支出負担行為決議書兼支出命令書を作成しました。

決裁が終わった後、支出命令確認入力をする必要があるにもかかわらず、入力を行わないまま当該会計書類を歳出担当者が「5月分 歳出証拠書類」のファイルに保管してしまいました。

支払予定日である5月22日に、支払証が財務会計システムで取り出しできないことに気がつきましたが、時間帯が午後であったために当日緊急支払確認入力が間に合わず、翌23日の支払となり、遅刻加算額が発生してしまいました。

前年度の監査においても同様に、遅刻加算金を支払うという事例があり指摘事項として改善を求められていましたので、執務室の行事予定表への記入や、朝の連絡会での情報共有など、会計職員相互でチェックをし、支払証の取り出し日を共有認識できる体制づくりに努めてきましたが、結果的に同じミスを繰り返してしまいました。

(3) 今後の対応

前回の支払証取り出し忘れの後は、支出命令確認書が出てきた時点で執務室の行事予定表に記入していましたが、今回の指摘を受けた後は支払方法が支払証である支出命令書類を作成した時点で、担当者が行事予定表に記入し、出納員は個人のカレンダーとスケジュール帳に支払証の取り出し日を記載しています。また、決裁の際、事務長が支払日、決議番号、支払証等を記載した一覧表も作成しています。

決裁が終了した後は、職員同士で声を掛け合い、支出命令確認入力漏れがないことの確認を行い、支払証の取り出し日には朝の連絡会で周知し、銀行で支払証による支払いが終わった時には、行事予定表に○をつけるようにしています。

今回の特別指摘事項の直接の原因は前回と異なっているとはいえ、同じ所属で2年連続して電気料の遅刻加算金を支出したことは、監査の指摘事項に対する改善の取組が十分でない上に、日常の事務執行に関する管理職員の指導・監督が未だに不十分であることによるものです。

県立学校における電気料の支払事務は、平成24年10月分から総務事務センターで行われるようになりましたが、他の業務についても事務処理の慣れにより起こり得ることですので、日々の業務を開始する際に行事予定表の支払日と財務会計システムでの支払証等の取り出しを職員同士で声を掛け合い確認するなど、会計事務の改善を図っています。今後も、なお一層、管理職員及び出納員等による指導の徹底やチェック体制の強化を図り、適正な執行を確保するよう指導しま

す。

2 指摘事項

機関名：中芸高等学校

(1) 指摘事項

平成24年5月16日に支払うべき時間講師の同年4月分の報酬並びに期限付講師の同年5月分の給料及び職員手当を同月17日に支払っていた。

これは、賃金は、毎月1回以上、一定の期日を定めて支払わなければならないと定めた労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条及び公立学校職員の給与の支給日について定めた職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）第2条の規定に反する不適正な事務処理である。

(2) 原因又は理由

通常は、支出命令決裁後すみやかに支出命令確認入力を行い補助簿に記帳していますが、今回は、支出命令確認入力を行わず補助簿に記帳し保管してしまいました。

支払当日、対象の時間講師から給料が振り込まれていないとの申出が13時頃ありましたが、当日緊急支払の手続きを取らず、支払対象の講師全員に許可を得たうえで、安易に翌17日の緊急支払を選択してしまいました。

(3) 今後の対応

支出命令決裁後はすみやかに支出命令確認入力を行います。支払済印の押印は、担当者が行っていましたが、今後は出納員が支出命令書と支出命令確認書をチェックのうえ押印するようにします。

今回の指摘事項は、事務処理の慣れによる基本的事項の確認漏れ、会計事務処理への安易な対応、組織としての機能が不十分なことにより不適切な事務処理が生じたものです。他の県立学校でも、事務処理の慣れにより、このような基本的な確認行為を怠り、適正な事務処理が行われないことは起こり得ることですので、全県立学校に対して、なお一層、適正な事務処理に努めるよう指導します。

3 重点事項

(1) 金庫の定期的な点検の励行

(2) 任意団体や学校徴収金等の会計事務の正確な執行

県立学校で管理する公費以外の会計の取扱いについては、県教育委員会において学校徴収金会計事務取扱要綱（平成23年4月1日施行）及び学校徴収金等会計事務の運用について（平成23年3月14日付22高学第1564号通知）により、各県立学校で適正な取扱いを行うよう努めています。

今回、定期監査（出先後期）結果報告において、金庫の定期的な点検の励行及び任意団体や学校徴収金等の会計事務の正確な執行に向けて、周知徹底が求められました。

このことを踏まえて、平成25年4月に開催した校長会、副校

長・教頭会及び事務長会において、不適切事例等を示したうえで会計事務等の改善を求め、個人としてではなく組織として取り組むよう指導を徹底しております。

また、金庫内の整理整頓についても、校長及び事務長ら複数の者で、一週間に一度程度は金庫内を目視し、不適切なものがないか確認するなど、定期的な点検が行われるよう指導を行い、会計事務の正確な執行に向けて取り組んでまいります。

会計発第118号

平成25年4月24日

高知県監査委員 様

高知県公安委員会委員長

平成24年度定期監査結果に対する措置について（通知）

平成25年2月20日付け24高監報第15号で報告のありました定期監査の結果につきましては、別紙のとおり措置しましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

別紙

平成24年度定期監査結果（出先後期）に対する措置について

1 宿毛警察署（収入事務）

(1) 特別指摘事項

平成24年3月から7月までの銃砲等許可申請を始めとする各種許認可事務において、収入証紙が添付され提出された許可申請書を長期間放置し、又は不適正な事務処理を行うなどにより、収入証紙への消印及び収入調定を行っていないかった。

このため、91件の申請書のうち84件510,270円の手数料を平成24年8月になって調定し、残り7件36,200円の手数料を同年12月になって調定していた。

これは、証紙の納付の方法について定めた高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号。）第3条第3項及び証紙の調定について定めた高知県証紙収入事務取扱要領（平成4年3月10日付け3出第255号。以下「証紙収入事務取扱要領」という。）4(1)の規定に反する極めて不適正な事務処理である。

このことは、担当職員の許認可事務及び財務会計事務に関する基本的な認識不足によるものとはいえ、組織として指導及び管理ができていなかったことによるものと言わざるを得ない。

今後は、二度とこのようなことがないよう厳正な取扱いを強く求める。

(2) 不適正な事務処理の原因等

当該特別指摘事項は、平成24年4月1日から生活安全庶務係として生活安全関係の許認可業務に従事していた担当者が、

<p>① 猟銃等所持許可関係の許可証交付事務等 ② 遊技業（パチンコ）関係の変更承認事務等 ③ 警備業関係の資格者証の交付事務等</p> <p>の許認可事務を忘れていた事案であり、本件が発生した背景には、担当者の経験不足、事務処理能力等の個人的要因があるものの、許認可事務を担当者任せにして、組織として業務管理ができていなかったことが最大の要因である。</p> <p>(3) 特別指摘事項に対する措置 ア 指摘された事項については、申請者等関係者に対して事情説明し謝罪の上、必要な事務手続きを平成24年12月14日までに完了させた。 イ 再発防止対策として、 ○ 業務管理の徹底 業務管理を徹底するため、「許認可事務処理状況チェック報告書」、「許認可処理経過簿」等による主管部門における業務管理のほか、会計庶務課において、主管部門との連携を図りながら収入調定を実施するなど、部門・幹部によるダブルチェックの徹底を図ることとした。 ○ 事務処理能力の向上 署長等幹部の出席する定期的な内勤事務担当者会議を開催することにより、相互の情報交換・共有のほか、会計事務処理能力の向上を図ることとした。</p> <p>2 高知警察署（支出事務） (1) 指摘事項 行政検視立会医師に対する謝礼金の支払先は、当該病院内で行ったときと院外で行ったときを区分し、それぞれ支払うことと定められていたが、平成24年7月分の一部の謝礼金について、区分を誤り、正当でない債権者に支払っていた。 これは、正当な債権者に対する支出の決定をしなければならないと定めた高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）第48条第1項の規定に反する不適正な事務処理である。 (2) 不適正な事務処理の原因等 指摘事項の行政検視立会に対する謝礼金の支払いは、当該病院については検視立会を病院内で行った場合は病院口座に、病院外で行った場合は病院の別口座又は医師の個人口座への振込と区分が分かれているが、本件は支払担当者の確認が不十分であったこと及び決裁時におけるチェックができていなかったことが原因である。（行政検視立会医師に対する区分誤りによる謝礼金の誤払い） (3) 指摘事項に対する措置 ア 指摘された行政検視の謝礼金支払い事務については、正規の区分に是正し支払った。 イ 再発防止対策として、主管課から提出される「行政検視依頼書」及び「報告書」と医師本人から提出された「口座</p>	<p>振込申出書」との確認作業を複数の担当者により実施するなど確認機能を高めるとともに、幹部によるチェックを徹底することとした。</p> <p>3 香南警察署（支出事務） (1) 指摘事項 早取期限が平成24年5月21日とされている同年4月分の電気料210,688円の支払が遅れたため、同年6月に遅取加算金6,286円を支払っていた。 これは、定例的な毎月の支払である電気料について、支払時期を失したため本来であれば支払う必要のない遅取加算金を支払った不適正な事務処理である。 なお、警察署における電気料の支払事務は、平成24年10月から総務事務センターが行っている。 (2) 不適正な事務処理の原因等 担当者が業務に追われ、支払期日まで銀行に赴くことができず、支払遅延となったものであるが、担当者のみならず会計業務に従事する職員の、会計規則等で定められた支出の原則についての認識が不十分であったことが原因である。 (3) 指摘事項に対する措置 電気料の支払いについては、総務事務センターが行うこととなったが、職員に対する財務会計の基本原則の教養等を徹底し、実務能力の向上を図るとともに、幹部等によるチェック機能の徹底を図ることとした。</p> <p>4 中村警察署（収入事務及び支出事務） (1) 指摘事項 ア 収入事務 平成24年5月分の風俗営業等許可申請手数料の収入調定において、古物営業許可手数料19,000円が含まれているにもかかわらず、調定額から漏れていた。 これは、証紙収入事務取扱要領4(1)の規定に反する不適正な事務処理である。 イ 支出事務 旧清水警察署において、平成23年4月1日付けで土佐清水市と5か所の市有地を1年間借り受ける土地賃貸借契約を締結していたが、そのうち1か所は、平成23年3月末で閉鎖された職員住宅の駐車場であり、借り上げる必要のない土地を含めて契約していた。その後、この土地については、使用期間を同年9月末日までとする変更契約を行い、使用料28,682円を同年12月に支払っていた。 更に、平成24年度において中村警察署と統合した後も、変更契約を行わず、前年度と同額で支出負担行為を行っていたが、平成24年11月になって支出負担行為を取り消し、同年4月1日に遡って支出負担行為を行い、契約書を締結していた。 これは、必要のない土地使用料を支出したものであり、</p>	<p>地方財政法（昭和23年法律第109号）第4条第1項の規定に反する不適正な事務処理である。また、平成24年度においても、契約内容を見直すことなく安易に支出負担行為を行っており、支出負担行為の決議について定めた高知県会計規則の施行について（平成4年3月10日付支出納長、総務部長依命通達）第3の1(1)の規定に反する不適正な事務処理である。 (2) 不適正な事務処理の原因等 ア 調定漏れ 風俗営業等許認可事務担当者より申請書類（証紙貼付済）を歳入事務担当者が受け取り、「手数料徴収月報」と突合して件数及び金額を確認したが、収入調定内訳書作成時に入力漏れとなっていたもので、収入調定書とともに確認資料となる「手数料徴収月報」がチェック担当者に渡されていなかったため、十分なチェックをすることができなかったものである。 イ 借り上げる必要のない土地の借り上げ 職員宿舍の閉鎖に伴い、土地賃貸借契約の変更等、宿舍の実態に応じて契約内容を確認し必要な契約変更等を行う必要があったが、担当者や会計事務に従事する職員の予算の執行に対する意識が低かったため、前年踏襲の契約事務をしたことが原因である。 (3) 指摘事項に対する措置 ア 調定もれ 再発防止対策として、確認資料の共有を行う等、担当者間の情報共有による確認機能の向上及び徹底を図ることとした。 イ 借り上げる必要のない土地の借り上げ 契約においては、その内容を精査する必要があることから、前年度契約と当年度契約内容の確認を行う等、基本に沿った実務の徹底及び幹部等によるチェック機能の徹底を図ることとした。</p> <p>5 公安委員会における措置 公安委員会は、今次定期監査の結果を受け、警察本部長に対し、特別指摘及び指摘事項に対する警察本部としての改善措置等について指導を実施した。当該指導に基づき警察本部として、県本部会計課が実施している定期監査・随時監査の充実強化に加え、会計経理職員のスキルアップのため、 ・ 事務処理能力の高い職員を集中的に各所属に巡回指導させ、現場において会計書類のチェックを行うことで、陥りやすいミスを個々具体的に指摘するとともに、弱点を克服させ、個々人のスキルアップを図る ・ 各種研修会の開催や「手引き」、「マニュアル」等を活用した継続的な指導教養を行って、会計経理職員の計画的な育成に努める</p>
---	--	---

とともに、幹部職員（所属長、次長）に対しては、会計書類の具体的なチェックポイントを示して、チェック機能が発揮できるよう継続指導していく等により、適正な会計事務の執行に努めることとしている。

-----  
正 誤  
-----

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平25・5・14	9540	○告示	1	右 (17)	<u>1511の31</u>	<u>1151の31</u>